

事 務 連 絡
平成 27 年 9 月 18 日

各都道府県
子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」の訂正について

平成 27 年 3 月 31 日付け府政共生第 349 号、26 文科初第 1463 号、雇児発 0331 第 10 号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」を发出しましたが、同通知の記載を別紙のとおり訂正しますので、十分ご了知の上、貴管内市町村への周知をお願いします。

問合せ先：

内閣府子ども・子育て本部
参事官（子ども・子育て支援担当）付
TEL:03-6257-3092、FAX:03-3581-0992

【別紙】

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」の正誤表

正誤箇所	正	誤
P5 33 行目	基準年度以前に	基準年度の前年度以前に
P5 33 行目	私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助（一種免許状の保有の促進分又は財務状況の改善の支援分を除く。））及び保育料等	私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園特別支援教育経費）等の補助金
P6 15 行目	基準年度以前に	基準年度の前年度以前に
P6 26 行目	基準年度以前に	基準年度の前年度以前に
P10 別紙様式 2	(2) 教育・保育従事者に係る賃金改善について ③ 賃金改善を行う方法	(2) 教育・保育従事者に係る賃金改善について ③ 賃金改善実施期間
P10 別紙様式 2	(3) 教育・保育従事者以外に係る賃金改善について ③ 賃金改善を行う方法	(3) 教育・保育従事者以外に係る賃金改善について ③ 賃金改善実施期間
P13 別紙様式 4	(1) 賃金改善実績 ③ イ 基準年度における賃金水準*を適用した場合の賃金の総額（*公定価格における人件費の改定状況を踏まえた水準を含む。）	(1) 賃金改善実績 ③ イ 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額
P13 別紙様式 4	(2) 教育・保育従事者に係る賃金改善実績 ア 常勤職員 ⑦ イ 基準年度における賃金水準*を適用した場合の賃金の総額（*公定価格における人件費の改定状況を踏まえた水準を含む。）	(2) 教育・保育従事者に係る賃金改善実績 ア 常勤職員 ⑦ イ 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額
P14 別紙様式 4	(2) 教育・保育従事者に係る賃金改善実績 イ 非常勤職員 ⑦ イ 基準年度における賃金水準*を適用した場合の賃金の総額（*公定価格における人件費の改定状況を踏まえた水準を含む。）	(2) 教育・保育従事者に係る賃金改善実績 イ 非常勤職員 ⑦ イ 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額
P14 別紙様式 4	(3) 教育・保育従事者以外に係る賃金改善実績 ⑦ イ 基準年度における賃金水準*を適用した場合の賃金の総額（*公定価格における人件費の改定状況を踏まえた水準を含む。）	(3) 教育・保育従事者以外に係る賃金改善実績 ⑦ イ 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額